

資料12 ダイオキシン類に係る規制の状況

根拠法令	ダイオキシン類対策特別措置法																																																		
大気排出基準	第8条 (対象) 法に基づく大気基準適用施設 (5種類) (規制対象物質及び基準値)																																																		
	<table border="1"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="509 419 1852 477">規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位: ng-TEQ/m³N]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 477 1535 506">特定施設の種類の種類</td> <td data-bbox="1535 477 1686 506">新設施設</td> <td data-bbox="1686 477 1852 506">既存施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 506 1535 564">①焼結鋳 (銑鉄の製造の用に供するものに限る。) の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1ト/h以上のもの</td> <td data-bbox="1535 506 1686 564">0. 1</td> <td data-bbox="1686 506 1852 564">1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 564 1535 623">②製鋼用電気炉 (製鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。) であって、変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの</td> <td data-bbox="1535 564 1686 623">0. 5</td> <td data-bbox="1686 564 1852 623">5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 623 1535 739">③亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が0.5ト/h以上のもの</td> <td data-bbox="1535 623 1686 739">1</td> <td data-bbox="1686 623 1852 739">10</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 739 1535 885">④アルミニウム合金の製造 (原料としてアルミニウムくず (当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。) を使用するものに限る。) の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉、乾燥炉にあつては原料の処理能力が0.5ト/h以上のもの、溶解炉にあつては容量が1ト以上のもの</td> <td data-bbox="1535 739 1686 885">1</td> <td data-bbox="1686 739 1852 885">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="509 885 1106 1001" rowspan="3">⑤廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5㎡以上、又は焼却能力が50kg/h以上)</td> <td data-bbox="1106 885 1321 914">焼却能力</td> <td data-bbox="1321 885 1535 914">4ト/h以上</td> <td data-bbox="1535 885 1686 914">0. 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1321 914 1535 943">2～4ト/h</td> <td data-bbox="1535 914 1686 943">1</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1321 943 1535 1001">2ト/h未満</td> <td data-bbox="1535 943 1686 1001">5</td> </tr> </table>			規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位: ng-TEQ/m ³ N]				特定施設の種類の種類		新設施設	既存施設	①焼結鋳 (銑鉄の製造の用に供するものに限る。) の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1ト/h以上のもの		0. 1	1	②製鋼用電気炉 (製鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。) であって、変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの		0. 5	5	③亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が0.5ト/h以上のもの		1	10	④アルミニウム合金の製造 (原料としてアルミニウムくず (当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。) を使用するものに限る。) の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉、乾燥炉にあつては原料の処理能力が0.5ト/h以上のもの、溶解炉にあつては容量が1ト以上のもの		1	5	⑤廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5㎡以上、又は焼却能力が50kg/h以上)	焼却能力	4ト/h以上	0. 1		2～4ト/h	1		2ト/h未満	5														
規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位: ng-TEQ/m ³ N]																																																			
特定施設の種類の種類		新設施設	既存施設																																																
①焼結鋳 (銑鉄の製造の用に供するものに限る。) の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1ト/h以上のもの		0. 1	1																																																
②製鋼用電気炉 (製鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。) であって、変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの		0. 5	5																																																
③亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が0.5ト/h以上のもの		1	10																																																
④アルミニウム合金の製造 (原料としてアルミニウムくず (当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。) を使用するものに限る。) の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉、乾燥炉にあつては原料の処理能力が0.5ト/h以上のもの、溶解炉にあつては容量が1ト以上のもの		1	5																																																
⑤廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5㎡以上、又は焼却能力が50kg/h以上)	焼却能力	4ト/h以上	0. 1																																																
		2～4ト/h	1																																																
		2ト/h未満	5																																																
	備考 許容限度は温度が零度であつて、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。																																																		
水質排出基準	第8条 (対象) 法に基づく水質基準適用施設 (19種類) を設置する工場又は事業場 (規制対象物質及び基準値(排水口))																																																		
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1167 1535 1225">規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位: pg-TEQ/L]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1225 1535 1255">特定施設</td> <td colspan="2" data-bbox="1535 1225 1852 1255">新設、既設施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1255 1535 1313">①硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設</td> <td colspan="2" data-bbox="1535 1255 1852 2457" rowspan="19" style="text-align: center; vertical-align: middle;">10</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1313 1535 1342">②カーバイド法アセチレンの製造用のアセチレン洗浄施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1342 1535 1371">③硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1371 1535 1400">④アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1400 1535 1458">⑤担体付き触媒の製造 (塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。) の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1458 1535 1488">⑥塩化ビニルモノマー製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1488 1535 1546">⑦カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限る) の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1546 1535 1604">⑧クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1604 1535 1633">⑨4-クロロフル酸水素トリウム製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1633 1535 1662">⑩2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1662 1535 1779">⑪8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロインドロ (3・2-b:3'・2'-m) トリフェニルメチン (別名ジメチルベンゾイル) 製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1779 1535 1837">⑫アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1837 1535 1953">⑬亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る) の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 1953 1535 2070">⑭担体付き触媒 (使用済みのものに限る。) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。) によるものを除く。) の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 2070 1535 2128">⑮廃棄物焼却炉 (大気排出基準に係る特定施設の⑤) から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 2128 1535 2157">⑯廃棄物処理法施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 2157 1535 2216">⑰フロン類の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法等) の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 2216 1535 2274">⑱下水道終末処理施設 (この表の①～⑰及び⑲の施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="509 2274 1535 2457">⑲この表の①～⑰の施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (①～⑰の施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの) に限り、公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設 (⑱を除く。)</td> </tr> </table>			規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位: pg-TEQ/L]				特定施設		新設、既設施設		①硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		10		②カーバイド法アセチレンの製造用のアセチレン洗浄施設		③硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		④アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		⑤担体付き触媒の製造 (塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。) の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設		⑥塩化ビニルモノマー製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		⑦カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限る) の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設		⑧クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設		⑨4-クロロフル酸水素トリウム製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設		⑩2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設		⑪8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロインドロ (3・2-b:3'・2'-m) トリフェニルメチン (別名ジメチルベンゾイル) 製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設		⑫アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		⑬亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る) の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		⑭担体付き触媒 (使用済みのものに限る。) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。) によるものを除く。) の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設		⑮廃棄物焼却炉 (大気排出基準に係る特定施設の⑤) から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの		⑯廃棄物処理法施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設		⑰フロン類の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法等) の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		⑱下水道終末処理施設 (この表の①～⑰及び⑲の施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)		⑲この表の①～⑰の施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (①～⑰の施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの) に限り、公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設 (⑱を除く。)	
規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 [単位: pg-TEQ/L]																																																			
特定施設		新設、既設施設																																																	
①硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		10																																																	
②カーバイド法アセチレンの製造用のアセチレン洗浄施設																																																			
③硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設																																																			
④アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設																																																			
⑤担体付き触媒の製造 (塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。) の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設																																																			
⑥塩化ビニルモノマー製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設																																																			
⑦カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限る) の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設																																																			
⑧クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設																																																			
⑨4-クロロフル酸水素トリウム製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設																																																			
⑩2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設																																																			
⑪8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロインドロ (3・2-b:3'・2'-m) トリフェニルメチン (別名ジメチルベンゾイル) 製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設																																																			
⑫アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設																																																			
⑬亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る) の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設																																																			
⑭担体付き触媒 (使用済みのものに限る。) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。) によるものを除く。) の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設																																																			
⑮廃棄物焼却炉 (大気排出基準に係る特定施設の⑤) から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの																																																			
⑯廃棄物処理法施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設																																																			
⑰フロン類の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法等) の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設																																																			
⑱下水道終末処理施設 (この表の①～⑰及び⑲の施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)																																																			
⑲この表の①～⑰の施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (①～⑰の施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの) に限り、公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設 (⑱を除く。)																																																			
廃棄物焼却炉のばいじん、焼却灰等、燃え殻の処理	第24条 (対象) 法に基づく大気基準適用施設のうち廃棄物焼却炉 (規制対象物質及び基準値) 規制対象物質 ダイオキシン類 基準値 3ng-TEQ/g	廃棄物の最終処分場の維持管理	第25条 (対象) 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場 (管理型) (規制対象物質及び基準値) 規制対象物質 ダイオキシン類 放流水の水質基準値 10pg-TEQ/L																																																